

訴 状

平成30年12月7日

さいたま地方裁判所 民事部 御中

原告訴訟代理人弁護士 長 田 淳

同 久保田 和 志

同 佐 藤 徳 典

同 木 村 智 博

同 宮 西 陽 子

同 木 下 真由美

当事者の表示 別紙当事者目録記載の通り

代理人の表示 別紙代理人目録記載の通り

契約条項使用差止請求事件

訴訟物の価格 金1,600,000円

貼用印紙の額 金13,000円

請求の趣旨

- 1 被告は、消費者との間で、外壁等塗装契約を締結するに際し、別紙契約条項目録記載の契約条項を含む契約の申込又は承諾の意思表示を行ってはならない。
- 2 被告は、その従業員らに対し、被告が前項記載の意思表示を行うための事務を行わないことを各指示せよ。
- 3 訴訟費用は被告の負担とする。
との判決を求める。

請求の原因

第1 はじめに

本件は、被告が、消費者との間で、外壁等塗装契約を締結する際、消費者契約法に違反する不当条項を利用し、又は利用するおそれがあることから、適格消費者団体である原告が、消費者契約法第12条第3項に基づき、それらの不当条項による意思表示の差止めを求める事案である。

第2 当事者

- 1 原告は、消費者の権利擁護を目的とし、商品、サービス及び契約に関わる調査、研究、検討を行っている消費者・消費者団体・消費生活相談員・弁護士・司法書士等で構成している特定非営利活動法人であり、平成21年3月5日に内閣総理大臣から消費者契約法第13条に基づいて認定され、平成30年2月26日に認定更新された適格消費者団体である（甲1）。
- 2 被告は、東京都中野区に本店を置く株式会社であり、建築工事の設計、請負、施行及び監理等を目的とする会社である。

第3 本件利用規約内の条項が、消費者契約法に反すること

1 はじめに

被告が使用する「御契約書」と題する外壁等塗装契約書（甲2）には、別紙契約条項目録記載の各条項（以下「本件各条項」という。）が記載されている。

しかしながら、以下、指摘するように、本件各条項には、特定商取引に関する法律（以下「特定商取引法」という。）、消費者契約法に違反する内容が含まれている。

以下、詳細を述べる

2 別紙契約条項目録1記載の契約条項について

（1）契約条項第9条(1)について

別紙契約条項目録1記載の契約条項第9条(1)（以下「本条項1の1」という。）は、請負代金の支払いを遅延した場合、被告は、貴社契約者に対し、年14.6%の遅延損害金を請求できる旨定めている。

この点、本条項1の1は、契約条項第10条に照らし、訪問販売においても使用されることが想定されているところ、特定商取引法第10条第2項は、未払額の年6%を遅延損害金の上限としている。

したがって、本条項1の1は、特定商取引法第10条第2項に違反し、不当条項に該当する。

（2）契約条項第9条(2)について

別紙契約条項目録1記載の契約条項第9条(2)（以下「本条項1の2」という。）は、被告の責に帰すべき事由により発生した損害について、注文者が被告に請求できる損害金の上限を定めている。

しかしながら、消費者契約法第8条第1項第2号は、事業者の債務不履行（故意又は重大な過失によるものに限る。）により消費者に生じた損害を賠償する責任の一部を免除する条項について、無効とする旨を定めている。

したがって、本条項1の2は、被告の故意又は重大な過失により生じた損害についても、賠償責任の一部を免除することとしている点で、消費者契約法第8条第1項第2号に違反し、不当条項に該当する。

3 契約条項目録2について

別紙契約条項目録2記載の契約条項第10条(1) (以下「本条項2」という。)では、訪問販売(飛び込み営業)が行われた場合、契約日から8日以内であれば、クーリングオフが可能であるとしている。

しかしながら、特定商取引法第9条第1項は、法令の定める申込みの内容を記載した書面又は契約の内容を明らかにする書面(以下、これらの書面を「法定書面」という。)を受領してから8日以内に限り、クーリングオフが可能である旨を定めており、特定商取引法第9条第8項は、これに反する特約で申込者等に不利なものは、無効であるとしている。

したがって、本条項2は、特定商取引法第9条第8項に違反し、不当条項に該当する。

4 契約条項目録3について

別紙契約条項目録3記載の契約条項第11条(1) (以下「本条項3」という。)は、注文者が、工事が完成する前に必要に応じて契約を解除する場合、工事の進捗状況に伴う実費清算の他、違約金として、契約金の3割を支払うものとしている。

この点、消費者契約法第9条第1号は、消費者契約の解除に伴う損害賠償の額を予定し、又は違約金を定める条項であって、これらを合算した額が、当該条項において設定された解除の事由、時期等の区分に応じ、当該消費者契約と同種の消費者契約の解除に伴い当該事業者が生ずべき平均的な損害の額を超えるものについて、当該超える部分を無効であるとしている。

また、特定商取引法第10条第1項第3号及び第4号は、訪問販売において、役務の提供開始後に契約が解除された場合には、提供された当該役務の対価に相当する額、役務の提供開始前に契約が解除された場合には、契約の締結及び履行のために通常要する費用の額に対し、それぞれ法定利率(年6%)による遅延損害金を加算した金額を越える額の金銭の支払いを消費者に請求することは、禁止している。

したがって、本条項3は、工事の進捗状況に伴う実費清算額及び違約金の金

額が、解除の事由、時期等の区分に応じ、事業者が生ずべき平均的な損害額を超える場合に、消費者契約法第9条第1号に違反するとともに、訪問販売により契約が締結された場合には、特定商取引法第10条第1項第3号及び第4号にも違反し、不当条項に該当する。

第4 関連する事実（提訴前の被告とのやり取り）

原告は、被告に対し、平成28年9月8日付で、「お問合せ」と題する書面を送付し、本条項1の2につき、当該条項が事業者たる被告の故意または重大な過失により生じた損害についても適用されるか、同2につき、法定書面交付の有無、同3につき、違約金を契約金の3割とした理由及びその算出根拠につき問い合わせた（甲3）。

上記問合せに対し、平成28年9月28日、被告（名前は名乗らず）から、原告に対し、電話があり、上記問合せに対する回答義務の有無、回答しない場合の罰則の有無、問合せに至る経緯の説明を求められた。原告は、被告から原告に対してなされたこの問合せ内容を文書にして原告に送付するよう求めたが、被告は自ら文書を作成することを拒み、「今言った内容を文書にしてFAXをくれれば、それに押印する」旨述べた。そこで、原告は、上記問合せが被告の回答として受け止める旨を被告に伝えた。

原告は、被告の上記架電の内容に鑑み、原告からの当初の問合せには回答しないものと判断し、被告に対し、平成28年12月8日付で、「申入書」と題する書面を送付し、本件各条項の使用停止、もしくは適切な表示への修正を申し入れた（甲4）。

そうしたところ、被告から、原告に対し、「弊社は顧問弁護士に相談しながら、コンプライアンスの観点において契約書は随時見直ししております。」との平成29年1月16日付回答書が送付された（甲5）。また、同月19日には、被告（遠藤氏）から、原告に対し、電話で「なるべく早く改善したいと思っている」旨の回答があった。これを受けて、原告は、被告に対し、「改善されたらその内容を連絡ほしい」旨述べた。

その後、原告は被告に対し、平成29年2月21日付書面で、契約書の見直しが完了したら見直し済みの契約書を送付されたい旨通知した（甲6）。

しかし、これに対する被告からの連絡はなく、原告は、平成29年4月24日、同年6月22日の2度にわたって被告に架電し、契約書の見直し状況につき問い合わせたが、被告（藤田氏）は、担当の遠藤氏が不在のため回答できない旨返答した。

そして、平成29年6月23日には、被告の名前を名乗らない人物より原告に電話があり、原告は見直し状況について問い合わせたが、「今、やってるよ。・・・ingだよ！」とだけ返答し、一方的に電話を切られた。

原告は平成29年7月3日、再度書面にて、契約書をどのように見直すのか、その時期及び内容につき問い合わせた（甲7）。

平成29年7月5日、被告のカミヤ氏（漢字による表記は不明）より原告に電話があり、「しつこいんだよ、やるって言ってるだろ、弁護士にも依頼してんだ。」「やってるって言ってるんだらう。お前たちの会社はなんなんだよ、こっちにこいや、こっちによ」と話して一方的に電話を切られた。

しかし、これ以降、被告からの連絡は一切なかった。

そのため、原告は、被告に対し、平成30年1月29日付で消費者契約法第41条第1項に基づき、差止請求書を送付した（甲8）。

しかしながら、現在に至るまで、被告は、条項の変更等の対応はしていない。

第5 被告が、別紙契約条項目録記載の各条項を含む消費者契約を現に行い又は行うおそれがあること

被告は、東京・埼玉・千葉・神奈川などを主たる営業地域としている（甲9）。

そして、被告は現在も本件各条項を含む契約書を使用しており、被告との契約を解約する消費者に対しては本条項3による違約金の請求を行っている（甲10）。

被告のかかる姿勢からは、被告に、別紙契約条項目録記載の各条項を改め

る意思がないことは明らかであり，被告が，埼玉県を含む関東各地域において，各条項を含む消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示を現に行い，又は行うおそれがある（消費者契約法12条3項）。

第6 結語

よって，原告は，被告に対し，消費者契約法第12条3項，特定商取引法第58条の18第2項第1号及び同第2号に基づき，被告が不特定多数の消費者との間で本件契約を締結するに当たって，別紙契約条項目録記載の契約条項を含む意思表示を行わないこと，及び同意思表示を行うための事務を行わないことを被告の従業員に対し指示することを求める。

以 上

証 拠 方 法

甲第1号証	適格消費者団体認定更新通知書
甲第2号証	契約事項
甲第3号証	平成28年9月8日付お問合せ
甲第4号証	平成28年12月8日付申し入れ書
甲第5号証	平成29年1月16日付回答書
甲第6号証	平成29年2月21日付ご連絡
甲第7号証	平成29年7月3日付ご連絡
甲第8号証	平成30年1月29日付差止請求書
甲第9号証	ホームページ写し
甲第10号証	消費者契約法第40条第1項に基づく申請書に対する回答について

添 付 書 類

1	訴状副本	1通
2	甲号証写し	各2通
3	訴訟委任状	1通
4	資格証明書	2通
5	定款	1通
6	理事会議事録	1通

当 事 者 目 録

〒330-0064 さいたま市浦和区岸町七丁目11番5号

埼玉県生活協同組合連合会内

原 告 特定非営利活動法人
埼玉消費者被害をなくす会
上記代表者理事長 池 本 誠 司

〒164-0013 東京都中野区弥生町1丁目9番8号

トソー本社ビル7階

被 告 株式会社トソーコンストラクション
上記代表者代表取締役 紙 谷 武 幸

代 理 人 目 録

- 〒330-0802 さいたま市大宮区宮町2丁目28番地
あじせんビル4階・6階
埼玉中央法律事務所（送達場所）
TEL 048-645-2026
FAX 048-643-5793
原告訴訟代理人弁護士 長 田 淳
同 久 保 田 和 志
同 宮 西 陽 子
- 〒330-0843 さいたま市大宮区吉敷町1-62
マレーS・Tビル403
はるか法律事務所
同 佐 藤 徳 典
- 〒330-0064 埼玉県さいたま市浦和区岸町7-5-21
プリミエコート岸町ビル6階
木村・東谷法律事務所
同 木 村 智 博
- 〒330-0064 さいたま市浦和区岸町7-11-2 松栄浦和ビル4階
新埼玉法律事務所
同 木 下 真 由 美

契約条項目録

御契約書

1 第9条（遅延損害金）

- (1) 甲が請負代金の支払期日に支払いを遅延した時は、乙は、甲に対し遅延額の年14.6%に相当する遅延損害金を請求することが出来る。
- (2) 乙の責めに帰すべき事由により期間内に契約の目的物を引き渡すことが出来ない時は、甲は、遅延日数1日につき請負代金額（工期内に部分完工引渡しがなされた時は引渡部分に対する請負代金相当額を控除した金額）の1000分の1の損害金を乙に請求することが出来るものとし、実際に発生した損害がこれを、超える場合でも、超過額の請求は出来ないものとする。

2 第10条（クーリング・オフ）

- (1) お客様が弊社による飛び込み営業をきっかけとしてご契約された場合は、御契約日から8日以内に書面で契約申込の撤回（クーリング・オフ）をすることができるものとする。

3 第11条（甲の中止又は解除権）

- (1) 甲は、工事が完成するまでは、必要に応じてこの契約を解除することができる。この場合甲は、工事進捗状況に伴う実費清算の他、違約金として契約金の三割を支払うものとする。